

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務

仕 様 書

令和7年10月

鹿 児 島 県

目 次

第 1	業務概要	1
1	業務名称	1
2	整備地	1
3	設計条件	1
4	履行期間	1
5	業務内容	1
6	業務の実施	4
7	設計にあたっての留意事項	8
8	業務内容の疑義	10
9	成果物, 提出部数等	10
第 2	設計概要	18
1	総則	18
(1)	設計方針	18
(2)	設計に係る基本要件	18
(3)	設計の概要	20
2	設計に関する仕様	21
(1)	計画全般	21
(2)	建築計画	27
(3)	構造計画	30
(4)	設備計画	31
(5)	外構計画	37

第3 添付資料

別紙一覧
別紙1 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業 ・競争的対話（令和6年6月）における対話内容（抜粋） ・要求水準書に関する質問に対する回答（令和6年5月）（抜粋） ・意見交換会における対話内容一覧（令和6年1月）（抜粋）
別紙2 調査業務図
別紙3 遵守すべき法令等
別紙4 成果品リスト
別紙5 事業区域図
別紙6 敷地測量図
別紙7 インフラ整備状況
別紙8 地盤調査報告書
別紙9 地中埋設物リスト
別紙10 アリーナレイアウト仕様
別紙11 提供木材リスト
別紙12 必要諸室及び仕様

参考資料一覧
鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン
鹿児島港本港区景観ガイドライン
Bリーグクラブライセンス交付規則
Bリーグホームアリーナ検査要項
S Vリーグクラブライセンス交付規則
S Vリーグホームアリーナ検査要項

※ 適用に当たっては、最新の情報を確認すること。

第 1 業務概要

1 業務名称

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務

2 整備地

鹿児島市本港新町 4 番 16 及び 5 番 4, 泉町 19 番 25 及び 19 番 26 並びに住吉町 14 番 2, 16 番 23 及び 16 番 25

3 設計条件

(1) 建物用途

体育館（令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 三 運動施設 第 2 類）

(2) 設計概要

第 2 設計概要による。

また、「別紙 1 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業

- ・競争的対話（令和 6 年 6 月）における対話内容（抜粋）
- ・要求水準書に関する質問に対する回答（令和 6 年 5 月）（抜粋）
- ・意見交換会における対話内容一覧（令和 6 年 1 月）（抜粋）」を満たすこと。

4 履行期間

契約締結日から令和 10 年 7 月 31 日まで

（建築基準法に基づく計画通知やその他法令・条例等に関する手続期間を含む。）

5 業務内容

- ・ スポーツ・コンベンションセンターの基本設計及び実施設計
- ・ 外構（多目的広場等）の基本設計及び実施設計
- ・ 電気設備の基本設計及び実施設計
- ・ 機械設備の基本設計及び実施設計
- ・ 試掘調査（埋設物（旧護岸）の現状調査（調査箇所等は「別紙 2 調査業務図」参照））
- ・ 測量調査（「別記 1 測量調査業務特記仕様書」による。）
- ・ 地質調査（「別記 2 地質調査業務特記仕様書」による。）
- ・ 本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日付け国営整第 176 号（最終改定 令和 6 年 3 月 26 日付け国営整第 213 号））による。

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計に関する標準業務

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備，空調換気設備及び昇降機等）

上記の業務内容の項目

設計条件等の整理	条件整理
	設計条件の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査
	計画通知に係る関係機関との打合せ
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
基本設計方針の策定	総合検討
	基本設計方針の策定及び発注者への説明
基本設計図書の作成	
概算工事費の検討	
基本設計内容の発注者への説明等	

イ 実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備，空調換気設備及び昇降機等）

上記の業務内容の項目

要求等の確認	発注者の要求等の確認
	設計条件等の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査
	計画通知に係る関係機関との打合せ
実施設計方針の策定	総合検討
	実施設計のための基本事項の確定
	実施設計方針の策定及び発注者への説明
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成
	計画通知図書の作成
工事費の検討	
実施設計内容の発注者への説明等	

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む。))の作成, 単価作成資料の作成, 見積収集及び見積検討資料の作成(付属施設, 外構(多目的広場等)等含む)
- ・ 電気設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む。))の作成, 単価作成資料の作成, 見積収集及び見積検討資料の作成)
- ・ 機械設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む。))の作成, 単価作成資料の作成, 見積収集及び見積検討資料の作成)
- ・ 透視図作成 種類 (鳥瞰図2面, 外観6面以上, 内観6面以上)
(基本設計時) 判の大きさ (発注者の指示による。)
枚数 (発注者の指示による。)
額の有無 (有)
額の材質 (アルミ)
電子データ (有)
- ・ 透視図作成 種類 (鳥瞰図2面, 外観6面以上, 内観6面以上)
(実施設計時) 判の大きさ (発注者の指示による。)
枚数 (発注者の指示による。)
額の有無 (有)
額の材質 (アルミ)
電子データ (有)
- ・ 模型製作 縮尺 (1:400程度, 大きさ1 m²程度)
(実施設計時) 主要材料 (アクリル・ABS樹脂・ポリスチレン樹脂等)
ケースの有無 (有)
ケースの材質 (アクリル)
- ・ 計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ, 申請図書及び書類の作成, 指摘事項への対応(質疑応答, 書類の修正等)等は一般業務に含まれる。)
- ・ 各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))に係る法令・条例を除く。)に関する事前協議, 申請図書及び資料の作成, 手続及びこれに付随する詳細協議
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成, 設置報告書の届出)
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能, 機能, 設備等を有する官庁施設の

設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討, 特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)

- ・ 建築物省エネルギー性能表示制度(B E L S)による評価に係る業務
- ・ ワークショップ等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)
- ・ 再生可能エネルギーの利活用に係る検討資料の作成
- ・ 内部雷保護設備に係る検討
- ・ 構内情報通信網設備に係る検討
- ・ 音声誘導設備に係る検討

6 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は, 提示された設計条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は, 提示された設計条件, 基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は, 調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- エ 設計に当たっては, 工事現場の生産性向上(省人化および工事日数短縮)に配慮する。
- オ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年国土交通省告示第 496 号)に基づき, 現場の施工条件を十分に調査した上で, 施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに, 施工時に留意すべき事項がある場合には, 成果物に明示する。
- カ 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」(令和 2 年 10 月全国営繕主管課長会議)を踏まえ, 手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

- 「別紙 3 遵守すべき法令等」のとおりとする。
- なお, 適用に当たっては, 最新の法令等を確認すること。

(3) 業務計画書

業務計画書には, 契約図書に基づき, 次の事項を記載する。

- ア 業務一般事項
- イ 業務工程計画 (業務実施工程表)
- ウ 業務体制 (業務体制表)
- エ 業務方針

(4) 管理技術者および主任担当技術者の資格要件

- ・ 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)による。

(5) 打合せおよび記録

- ア 設計に関する打ち合わせは全て記録し、その都度速やかに調査職員に提出すること。
- イ 打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議のうえ、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）等の活用を検討すること。

(6) 書面手続

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書および共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則としてアによる。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合イによる。

ア オンラインによる場合

- (ア) 書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は a、情報共有システムを利用する場合は b による。

a 電子メール等を利用する場合

- (a) 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- (b) 電子メールの送信は、原則として、(a)で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- (c) 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが(a)で共有したものと同一であるか確認すること。
- (d) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、(a)で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

b 情報共有システムを利用する場合

- (a) 本業務は、受注者が希望する場合、調査職員と協議のうえ、情報共有システムの活用を行うことができる。
- (b) 受注者は、本業務で利用する情報共有システムを選定し、調査職員と協議し承諾を得なければならない。
- (c) 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者进行特定し、氏名及び連絡先を共有すること。
- (d) 受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底すること。
- (e) 本業務で利用する情報共有システムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版営繕工事編」の要件を満たすこと。

- (f) 利用期間、データ保存容量及びシステム想定利用人数（ライセンス ID 数）については、調査職員と協議し、承諾を得ること。

イ オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。ただし、業務着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略に当たって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

ウ その他

- (㍑) アで用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。
- (㍒) 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで、情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。
- (㍓) 電子成果品として納品する場合の電子データの仕様等については、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和7年3月)」によることを原則とする。

(7) 情報管理体制の確保

ア 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出し、発注者の同意を得なければならない。

また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

イ 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

ウ 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

エ 上記のほか、個人情報の保護に関する法律に基づく「別記3 個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行うこと。

(8) 図面等の作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められる室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意すること。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、調査職員の指示により、機密性の確保

に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成すること。

(9) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保護等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができる。

成果物とは、

a 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

b その他業務の実施のため、作成され、または交付、貸与等されたもの等とする。

(イ) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。

(ロ) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(ハ) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

(ニ) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

(ホ) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じた場合又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずること。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

ア 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータ、BIMデータ（BIMデータ説明資料を含む。）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成および完成後の維持管理に使用することがある。

イ 写真の著作権の権利等について

受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(イ) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

- (イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - a 写真を公表すること。
 - b 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- ウ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (ア) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - (イ) (ア)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (ロ) (ア)及び(イ)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - (ハ) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- エ プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
 - (ア) 受注者は、プロポーザル方式の手続きにおいて提出した提案書等で提案した業務体制により当該業務を履行する。

なお、提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - (イ) 受注者は、提案書等に記載した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。

7 設計にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- ア 基本構想に記載された内容を踏まえて実施すること。
- イ 説明書に基づき提出した提案書に記載された内容を踏まえて実施すること。

(2) 工事費の縮減

工事費については、建設物価の高騰や事業スケジュールを踏まえ、工期短縮を考慮しつつ、コストの縮減に努めること。また、コスト縮減内容書を提出すること。

(3) ライフサイクルコストの縮減

施設の長寿命化や維持管理のしやすさに配慮し、耐久性の高い材料の採用に努めること。また、自然エネルギーの導入や雨水利用等を考慮し、施設全体の省エネルギー化を図

ること。

(4) 建築物の構造等

基礎工法等の採用に当たっては、特に周辺地盤へ影響を与えないよう十分に検討するとともに、施設の安全性および経済性に十分に留意すること。

(5) 災害時の対応等

災害発生時における避難場所としての利用を想定しており、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄り付きに配慮すること。

(6) 工事施工中に設計内容の瑕疵に起因する変更が生じた場合の図面等修正業務は、本委託業務に含むものとする。

(7) 成果物の取扱いとして、提出されたC A Dデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 業務の実施にあたっては、「環境改善実施要領（業務編）」（県H P参照）に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

ア ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善に向けた仕組み作りを実施すること。

イ ワンデイ・レスポンスの徹底

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図ること。

ウ ネクスト・ミーティングの推進

受発注者間で次回協議日程を決めておくこと。適切な工程管理など業務の平準化を図る。

エ 遠隔臨場（W E B）会議の推進

「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施すること。

オ 情報共有システムの活用

業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。

カ 合同現地踏査の実施

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図ること。

(9) 「鹿児島港本港区景観ガイドライン」に基づく協議の場合

受注者は港湾管理者（県港湾空港課）との協議の場を設け、設計段階における景観・デザインに関して、景観ガイドラインの反映状況について、確認・調整を行うこと。

8 業務内容の疑義

受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに調査職員の指示を受けなければならない。

9 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

「別紙4 成果品リスト」のとおりとする。

(注)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：総合設計図は、適宜、追加してもよい。

：紙による成果物は、特記なき限り、A4ファイル綴じとする。

：工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2) 実施設計

「別紙4 成果品リスト」のとおりとする。

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物の中に含めることができる。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：紙による成果物は、特記なき限り、A4ファイル綴じとする。

：電子納品に当たっては、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和7年3月)」による。

：BIMモデルを成果品として提出する場合は、「BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）」による。

：工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

：概算工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

測量調査業務特記仕様書

この特記仕様書は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務のうち、測量調査業務に適用する。

1 調査の目的

本調査は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務に必要なデータを得るために行う。

2 調査場所

鹿児島市本港新町 4 番 16 及び 5 番 4, 泉町 19 番 25 及び 19 番 26 並びに住吉町 14 番 2, 16 番 23 及び 16 番 25

3 調査内容

- (1) 平面測量（現地測量 0.05 km², 縮尺 1/500, 都市近郊/平地）
- (2) 水準測量（3 級水準測量 L=1 km, 道路外作業, 都市近郊/平地）

※ 調査実施時期については、調査職員と協議して決定する。

4 調査仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「敷地調査共通仕様書（令和 4 年改定）（以下「敷地共仕」という。）」（平成 23 年 12 月 27 日国営整第 183 号（最終改定 令和 4 年 3 月 14 日国営整第 151 号））による。この場合、「監督職員」は「調査職員」と読み替える。

章	節	項 目	特記仕様書
一般 共通 事項	1 総 則	1 成果品その他	調査結果は現場記録写真を添付して報告書とし、A 4 版製本し 2 部提出すること。
敷 地 測 量	1 平 面 測 量	1 範囲	建築物等の敷地及び敷地周辺の道路等
		2 成果品	- 平面図 A 1 版程度（縮尺は調査職員と協議） - 求積図 A 1 版程度（縮尺は調査職員と協議） - 測量計算書
		3 真北の測量	実施する。 測定の方法 既設の基準点及び敷地境界等の座標値により計算で求める方法。
	2 水 準 測 量	1 範囲	建築物等の敷地及び敷地周辺の道路等
		2 成果品	- 高低図 A 1 版程度（縮尺は調査職員と協議） - 縦断面図及び横断面図 A 1 版程度 （縮尺は高低差方向 1/50, 水平方向 1/200）
		3 方眼線の方角	調査職員の指示による。
		4 方眼線の間隔(m)	敷地共仕表 2.3.1 による。

		5 ベンチマークの高 さの基準	東京湾平均海面（T．P．）
		6 ベンチマークの設 置方法	敷地共仕表 2. 3. 4(b)による。
		7 等高線の記入	記入する。 ・ 等高線の間隔 敷地共仕表 2. 3. 3 による。

地質調査業務特記仕様書

この特記仕様書は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務のうち、地質調査業務に適用する。

1 調査の目的

本調査は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務に必要なデータを得るために行う。

2 調査場所

鹿児島市本港新町 4 番 16 及び 5 番 4，泉町 19 番 25 及び 19 番 26 並びに住吉町 14 番 2，16 番 23 及び 16 番 25

3 調査内容

- (1) ボーリング
- (2) サウンディング
- (3) サンプルング及び土質試験
- (4) 孔内水平載荷試験

※ 調査位置・箇所数，調査実施時期については，調査職員と協議して決定する。

4 調査仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「敷地調査共通仕様書（令和 4 年改定）」（平成 23 年 12 月 27 日国営整第 183 号（最終改定 令和 4 年 3 月 14 日国営整第 151 号））による。この場合、「監督職員」は「調査職員」と読み替える。

章	節	項 目	特記仕様書
一般 共通 事項	1 総 則	1 成果品その他	試験結果は現場記録写真を添付して報告書とし， A 4 版製本し 2 部提出すること。
土 質 調 査	1 ボ ー リ ン グ	1 掘削工法	ロータリー式ボーリング
		2 掘削位置，深さ 及び孔径	位 置 建築物の配置等に応じて決定する。事前に調 査職員の承諾を受けること。 箇所数 12 箇所（想定） 深 さ 100m/箇所（想定） 孔 径 66 mm
	2 サ ウ ン デ ィ ン グ	1 種別	標準貫入試験
		2 掘削位置及び 深さ	1 ボーリングの位置及び深さに同じとする。
		3 標準貫入試験の 測定間隔	標準貫入試験の測定は，地盤面から 1 m の深さか ら 1 m 間隔毎とする。
		4 本打ちの打撃数	本打ちの打撃数は 60 回を限度とする。

	3 サンプリング及び土質試験	1 乱された試料の採取	採取位置 ボーリング 1 か所につき地表面からの深さ、概ね 5 m 毎に 20 試料とする。 採取箇所数 12 か所とする。
		2 土質試験	物理的性質試験 ・ 土粒子比重 (J I S A1202) ・ 含水率 (J I S A1203) ・ 粒度 (J I S A1204)
	4 孔内水平載荷試験	1 試験位置及び深さ	位 置 1 ボーリングの位置に同じとする 箇所数 1 ボーリングの箇所数に同じとする 深 さ ボーリングの結果に基づき、適切な深さとする。事前に調査職員の承諾を受けること。
		2 試験装置	孔内水平載荷試験 普通 20-25K

5 調査にあたっての留意事項

- (1) ボーリング位置は建築物の配置等に応じて決定する。事前に調査職員の承諾を受けること。
また、着手後に不測の事態により変更が必要となった場合は、調査職員と対応を協議すること。
なお、地中埋設物等がないか試掘を行う等対策を行い作業に着手すること。(報告書には実測値を記載すること。)
- (2) ボーリング用の水は近隣から借りる等、受託事業者の責任において、自力で確保すること。
- (3) 調査箇所周辺は、不特定多数の往来がある場所であることから、安全対策を十分に行った上で調査すること。
- (4) ボーリングの順番は、調査職員と協議の上決定すること。
- (5) 標準貫入試験のN値 60 以上の地層を連続して 5 m 以上確認した場合、所定の深さに達してもN値 60 以上の地層を確認できない場合、又は着岩した場合には、調査職員と協議すること。
- (6) N値と地下水位を各孔毎に報告し、調査職員の指示により次孔に移ること。
- (7) 水位測定を行うので無水掘によりボーリング孔内水位を測定すること。
- (8) 検尺は調査職員の立ち合いのもと行うこと。
- (9) 報告書には基礎工法の検討結果も記載すること。
- (10) 軟弱地盤で土質が沖積シラスの場合は、機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験を実施するので調査職員と協議すること。(機械器具は予め準備しておくこと。)(指定孔について原則 1 m ごと又は 25cm ごと。)
- (11) 土質の状況により、土質試験等を行う場合があることに留意し、調査等を行うこと。

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、受注者がこの契約による業務に係る個人

情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったと

きは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

第2 設計概要

1 総則

(1) 設計方針

設計に当たっては、スポーツ・コンベンションセンター基本構想（以下「基本構想」という。）に基づくとともに、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえること。

(2) 設計に係る基本要件

ア 本施設の概要

- ・ スポーツ・コンベンションセンター
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び附属施設
- ・ 外構
多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び附属施設

※ 基本構想において住吉町 15 番街区に整備することとした駐車場については、本設計には含めない。

イ 整備地の概要

詳細については、「別紙5 事業区域図」、「別紙6 敷地測量図」を参照すること。

整備地	鹿児島市本港新町 4-16, 5-4, 泉町 19-25, 19-26, 住吉町 14-2, 16-23, 16-25
敷地面積	約 30,000 m ²
港湾計画上の土地利用区分	交流厚生用地
臨港地区の分区	無分区
地域地区	準工業地域（第一種特定建築物制限地区）
建ぺい率	60%
容積率	200%
鹿児島市景観条例に基づく高さ制限	45～60m程度
その他	鹿児島市駐車場整備地区
土地の所有者	鹿児島県

ウ インフラ整備状況

受注者は設計内容に合わせて各インフラ業者と協議を行うこと。各種インフラの整備状況については「別紙7 インフラ整備状況」を参照すること。

エ 地盤状況

整備地の地盤状況概要を「別紙8 地盤調査報告書」に示すが、当該資料の内容については、受注者の責任において解釈し、利用すること。

オ その他

整備地の地中には護岸が埋設されている。詳細は、「別紙9 地中埋設物リスト」を参照すること。

(3) 設計の概要

ア 建物規模

スポーツ・コンベンションセンターの延床面積は 30,000 m²程度とする。

イ 施設構成

本施設の構成については、次のとおりとする。

区分	概要
メインアリーナ	フロアサイズ 3,726 m ² 以上 観客席 8,000 席以上
サブアリーナ	フロアサイズ 1,564 m ² 以上 観客席：500 席程度
武道場	フロアサイズ 841 m ² 以上 観客席：400 席程度
弓道場	近的 12 人立：875 m ² 程度，遠的 6 人立：852 m ² 程度 観客席：近的・遠的双方に 150 席程度
その他諸室	器具庫，更衣室，会議室，V I P 室，事務室，放送記録室，医務室，サービス，その他（トレーニング室，多目的室等）等
共用部を含む上記面積の合計：30,000 m ² 程度	
多目的広場	・気軽に運動やスポーツに親しむことができ，多様なイベントへの対応もできる多目的広場。 ・イベント開催時は臨時駐車場としても利用。 ・面積：9,000 m ² 以上
本施設用地内 駐車場・駐輪場	・自動車駐車場 100 台程度（事業者(従業員)用駐車場を含む） ・駐輪場及び自動二輪車駐車場：300 台程度

※ コートレイアウトの設計に当たっては、「別紙 10 アリーナレイアウト仕様」を参照すること。

※ 諸室の設計に当たっては、「別紙 12 必要諸室及び仕様」を参照すること。

ウ 建物の高さ

建物の高さについては，基本構想で想定している 30m 以下で設計するとともに，周辺環境への圧迫感の低減に配慮すること。

2 設計に関する仕様

(1) 計画全般

ア 社会性に関する基本的要件

（ア）地域性

- ・ 本施設においては、桜島や錦江湾、ウォーターフロントパークの景観と調和し、開放的で県民の憩いの場となるよう設計すること。
- ・ 本港区エリアの立地を活かし、施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できるよう開かれた施設とすること。
- ・ アプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けること。
- ・ エントランスや展望スペース等の共用エリアに、県のPRや県が進める各施策等の周知が可能なコーナーを設置すること。
- ・ 多目的広場は、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう施設の配置に配慮すること。
- ・ 整備地がある本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接しているため、地域全体が発展するよう、本施設は、中心市街地との回遊性に配慮した動線とすること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの主な出入口については、中心市街地から、多目的広場、ウォーターフロントパークへとつながる回遊動線からのアクセスに配慮するとともに、各方面からの顔となり、視認性に優れた設計とすること。
- ・ 県産材を活用した木質化や鹿児島港本港区の石蔵で使用されたような石材の活用など、地域資源を積極的に活用し、鹿児島らしさを感じられる施設とすること。
- ・ 県が保管する2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に提供したかごしま材（CLT等）約74㎡及び2023年の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のロイヤルボックスの内装に使用されたスギ板材約146㎡を効果的に活用すること。詳細は「別紙11 提供木材リスト」を参照すること。
- ・ 騒音や光害への対策に配慮すること。また、省エネルギー性に優れた設備の導入や緑化の推進、舗装材の工夫など、ヒートアイランド現象への対策にも配慮すること。

（イ）景観

・ 遠景

「鹿児島市景観条例」に基づく「鹿児島市景観計画」において、城山展望台からの桜島の眺望を確保するため、建物の高さ制限が設けられていることから、これを遵守した上で、本施設の高さについては、極力抑えること。

- ・ 中景
市街地からの桜島の眺望について、朝日通りや、みなと大通り、マイアミ通り、パース通りなどからの眺望に留意すること。また、海から見た市街地などの景観にも留意すること。
多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意すること。
- ・ 近景
桜島や錦江湾をはじめ、ウォーターフロントパーク、周辺の街並みとの調和を図り、外部空間全体の活用・建物の形状や単調な壁とならないような工夫など、通行する車両や人に対して圧迫感を与えない設計とすること。
- ・ 夜間景観
夜間についても、本施設の魅力を引き出すような工夫を行うこと。
- ・ 新たな眺望
スポーツ・コンベンションセンターには、展望デッキ・スペースを設置するなど、来場者が桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出すること。

イ 環境保全性に関する基本的要件

(㍑) 環境負荷低減性

- ・ 「鹿児島県庁環境保全率先実行計画」を踏まえ、スポーツ・コンベンションセンターはZEB Ready相当とすること。また、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認証を取得すること。
- ・ 様々な再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性に優れた設備の導入等により、環境面にも配慮しながら、ライフサイクルコストの低減に資するようにすること。

(㍒) 長寿命

- ・ 建物の寿命を長期（70年）に設定すること。

(㍓) エコマテリアル

- ・ シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。
- ・ 再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用が可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。
- ・ 木材、間伐材の積極的な活用に努めること。

(㍔) 周辺環境保全性

- ・ 整備地の景観と調和した緑化に努めること。

- ・ 緑化の形式や場所については、本施設が県民の憩いの場となるよう設計すること。

ウ 防災性に関する基本的要件

地震や台風、豪雨など自然災害が頻発する中で災害発生時における対応施設として、例えば避難所としての活用も考えられることから、想定される災害に十分対応できる施設とすること。

(ゲ) 地震対策

大空間で大人数を収容する施設として、十分な耐震性を確保すること。また、非構造部材等については、落下や転倒防止への適切な対策を講じること。

(イ) 火災対策

燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災・防火設備を設置すること。

(ウ) 風対策

風害による施設本体への影響を最小限にすること。

(エ) 雪対策

雪害による施設本体への影響を最小限にすること。

(オ) 落雷対策

建物及び部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう防護すること。

(カ) 浸水・冠水対策

整備地については、敷地のごく一部が 0.5m 未満の洪水浸水区域に含まれていることから、浸水・冠水対策に十分配慮すること。

(キ) 降灰対策

降灰による屋根面のドレーンや樋、外構部の雨水排水などメンテナンスしやすい設計とすること。

(ク) 塩害対策

受変電設備や空調機など重要設備器機は、室内設置とすること。室外に設置する機器については重耐塩仕様とすること。建築仕上げ材についても、十分な塩害対策を施すこと。

(ケ) 緊急時対策

- ・ 建物内外について、災害時の避難動線を確保し、緊急車両や災害復旧に係る車両等の動線や寄り付きにも配慮すること。
- ・ 選手及び観客等利用者のけが・急病人搬送動線にも配慮すること。

エ 防犯・安全性に関する基本的要件

(ア) 防犯性

- ・ 防犯カメラの設置に当たっては、「鹿児島県防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を踏まえること。

(イ) 利用者に対する安全性

- ・ 観客席の落下防止の手摺等は、競技等が見やすくかつ安全に配慮すること。
- ・ アリーナの施設特性に鑑み、床の弾力性や体の触れる部分の表面粗度や端部処理等の安全性について特に配慮すること。
- ・ 滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。
- ・ 高い所からの落下防止に十分配慮すること。

オ 機能性に関する基本的要件

(ア) 利便性

- ・ 徒歩、自転車、自動車等での来訪を考慮し、利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離について十分配慮すること。
- ・ 本施設にスムーズに出入りできるよう、選手送迎バス等の停車位置に配慮すること。
- ・ 各種大会やイベント等の開催時の備品・機材等の搬入路及び車両の待機場所を確保すること。
- ・ 降雨時でもアプローチしやすくするとともに、利用者の滞留にも配慮すること。
- ・ 一般利用及び各種大会の開催等の様々な利用に対応した機能的な動線計画とし、一般利用者、大会参加選手、大会関係者、観客等の動線を明確に区分した運営が容易な施設とすること。
- ・ 諸室の配置については、一般利用及び各種大会利用に配慮した機能的な配置・構成とすること。
- ・ 土足エリアと土足禁止エリアを適切に区分することにより、利用しやすく、維持管理・運営が容易な施設とすること。
- ・ 観客の立場から、フロアが見やすい観客席の整備や、最先端の情報ネットワーク環境・映像・音響の導入、イベント時の滞留空間だけでなく飲食等にも対応できるエントランス・ホワイエ等を整備すること。また、ホスピタリティの観点から飲食にも対

応したVIP室・VIPラウンジを整備すること。

- ・ 競技者の立場から、各競技の実施に適した照明・空調の整備や、更衣室の質の確保、円滑な大会運営に資する関係者動線等を計画すること。
- ・ 大会運営者の立場から、搬入搬出時の出入口・搬入スペースの確保やトラックでの直接搬入に対応するとともに、電源設備等の充実、メディアやVIP対応等の関係者諸室を設計すること。

(イ) ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザイン

- ・ 「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」(スポーツ庁, 令和5(2023)年3月)に留意し、誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく設計とすること。
- ・ 高齢者や子ども、障がい者、性的マイノリティなどを含む利用者全員が心地よくかつ同様に本施設を利用できるよう、インクルーシブデザインの考え方に基づく設計とすること。
- ・ 授乳・搾乳やオムツ替えのスペース、幼児用トイレ等を設けるなど乳幼児の利用に配慮すること。
- ・ 観客席等については、「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に基づき、車いす対応の観客席や、アプローチが容易な動線計画等に配慮すること。
- ・ 視認性に優れたサインを適切に配置し、利用しやすい施設とすること。
- ・ サイン計画については、県と詳細協議を行うこと。

(ウ) 音環境

- ・ 遮音、吸音に配慮した室内音環境とすること。
- ・ アナウンスの明瞭度を確保するように努めること。
- ・ スポーツ大会やイベント等を開催する際に、準備・撤去時や入退場時(車両、人)、イベント時など、それぞれの場面における周辺環境に与える騒音等の抑制に努めること。

(エ) 光環境

- ・ 競技時のグレアについて対策を講じること。
- ・ 積極的に自然光を利用し、省エネルギーに努めるとともに、開放感のある設計とすること。ただし、西日対策には配慮すること。
- ・ 公式競技利用等の際には、自然光の制御が適切に行えること。
- ・ メインアリーナ、サブアリーナとも公式競技に準拠した照明基準・規格とすること。
- ・ 様々な競技レベルに応じて、フロアの照度を調整できる設計とすること。

(オ) 熱環境

- ・ 気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間・競技内容等の使用形態の違いに対応できる空調システムとすること。
- ・ 照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また、機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。

(カ) 空気環境

- ・ 利用者の快適性やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気清浄度を満たす換気システムとすること。なお、自然換気と併用する場合は、環境負荷に配慮すること。
- ・ 空調及び換気設備により発生する気流が、室内での競技等に影響を与えないこと。
- ・ 空調及び換気設備によるガラリ等の音鳴りに配慮すること。

(キ) 衛生環境

- ・ 給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室に必要な環境に応じた適切な設計とすること。
- ・ 開口部への網戸設置や壁面・天井等の隙間対策、光のコントロール等の検討により、室内への虫の侵入防止に配慮すること。

(ク) 振動

連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を与えないように配慮すること。

(ケ) 情報化対応性

- ・ 通信・情報システムに影響を及ぼさないよう、電源設備は、確実に機能し、保守性及び安全性が確保されたものとすること。
- ・ ICT・IoTなどの先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコスト削減などの観点から、積極的な導入に努めること。

カ 経済・保全性に関する基本的要件

(ア) 耐久性

- ・ 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい設計とするとともに、修理が容易な設計とすること。

(イ) フレキシビリティ

様々な用途に対応できる工夫を凝らすとともに、県民ニーズの変化に素早く対応可能な、フレキシビリティの高い設計とすること。

(ウ) 保守の作業性

- ・ 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮すること。
- ・ 内外装や設備機器については、清掃、点検・保守及び交換等が容易で効率的に行えるように配慮すること。
- ・ 大規模修繕等の作業性にも配慮すること。
- ・ 設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとする。

キ その他

- ・ 県民意見等の聴取
ワークショップの開催など、設計を進める上で県民や施設利用者等の意見を聴取する機会を設けること。
- ・ 暫定活用に伴う関係者との調整
整備地は、イベントスペース等として暫定活用していることから、業務の実施にあたっては、県が行う利用者との調整に協力すること。

(2) 建築計画

ア 配置

- ・ スポーツ・コンベンションセンターの配置は、基本構想を参照すること。同構想では配置計画のイメージを示しており、景観への配慮や多目的広場の機能など、本仕様書を満たした上であれば、配置は受注者の提案とする。

イ 車両出入口

- ・ 出入口の計画が可能な具体的な範囲については「別紙5 事業区域図」を参照すること。なお、県や関係機関と詳細協議を行うこと。
- ・ 本施設への出入口の位置及び数は、駐車場や多目的広場等の位置関係、動線に十分配慮すること。
- ・ 一般車両と業務用車両との動線交差に配慮すること。
- ・ 整備地は、港湾施設等に近接していることから、港湾の人流、物流、利用者の車両への影響が最小限となる設計とすること。

- ・ 別途、県が行っている交通量調査結果を参照すること。

ウ 意匠計画

- ・ スポーツ振興の拠点施設及び多目的利用による交流拠点施設にふさわしく、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなるものとする。
- ・ 桜島や錦江湾をはじめ、ウォーターフロントパーク、周辺の街並みとの調和を図り、外部空間全体の活用・建物の形状や単調な壁とならないような工夫など、各通りや錦江湾からの建物の見え方に配慮するとともに、通行する車両や人に対して圧迫感を与えない設計とすること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターを四方から見た場合の見え方に配慮すること。
- ・ 本施設周辺の通りなどからも県民、観光客が桜島や錦江湾等の眺望を楽しめるよう工夫すること。
- ・ 県が設置した「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」が令和5年2月から4月に行った「鹿児島港本港区エリアの利活用のアイディアに関する意見募集」の結果も参考とすること。（例：低層な施設、桜島などの景観と調和のとれたデザイン、外装・内装のテーマを設定、壁に見えないように配慮、周囲に樹木を植栽 等）

※ 鹿児島港本港区エリアの利活用のアイディアに関する意見募集の結果

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/rikatuyouideabosyuu.html>

- ・ 形態、外部仕上等については、メンテナンスを考慮した設計とすること。

エ 諸室の配置等計画

- ・ スポーツ・コンベンションセンターに求められる多様な機能をバランスよく配置するとともに周辺の街並みとの調和に配慮すること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの主な出入口については、中心市街地から、多目的広場、ウォーターフロントパークへとつながる回遊動線からのアクセスに配慮するとともに、各方面からの顔となり、視認性に優れた設計とすること。
- ・ 多目的広場が、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう施設の配置に配慮すること。
- ・ エントランスや展望スペース等の共用エリアに、県のPRや県が進める各施策等の周知が可能なコーナーを設置すること。
- ・ エントランスや展望スペース等の幅広い来場者が想定される共用エリアについては、来場者が親しみをもち、快適に感じられる規模の空間を確保すること。
- ・ 各諸室における必要機能をフレキシブルに運用（可動間仕切りの設置等によるフレキシブルな多目的室の設置等）できるように、効率的・機能的な配置とすること。
- ・ イベント開催時における選手・観客・VIP等の動線や資機材等の搬入・搬出に配慮した機能的な配置とすること。

- ・ アリーナの各競技レイアウトの詳細(固定金具の位置やコートラインの色等)については、「参考 Bリーグクラブライセンス交付規則」,「参考 Bリーグホームアリーナ検査要項」,「参考 S Vリーグクラブライセンス交付規則」及び「参考 S Vリーグホームアリーナ検査要項」を踏まえて,速やかに県及び関係団体と協議すること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの諸室設計は次の「オ」から「ク」のとおりとする。

なお,詳細については,「別紙 12 必要諸室及び仕様」を参照すること。

ただし,特記事項のうち建設及び維持管理運営に係る内容は除く。

オ アリーナ

- ・ メインアリーナ及びサブアリーナを設計し,利用者の多様なニーズに応じた運営を可能にすること。
- ・ 各種公式競技や様々なイベントの開催を可能とすること。
- ・ メインアリーナのみを利用するスポーツ大会やイベント開催時等においても,サブアリーナで県民の一般利用やメインアリーナと別のスポーツ大会・イベント等の開催を可能とすること。
- ・ メインアリーナとサブアリーナを同時に利用することにより,1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模スポーツ大会や中学・高校・県民レベルの各種スポーツ大会,コンサートなどの大規模イベント等の開催を可能とすること。

(ケ) メインアリーナ

- ・ 面積は,バスケットボールコートが4面,バレーボールコートが4面設置でき,ハンドボールコートやフットサルコートが3面設置できる3,726 m²以上とすること。
- ・ 観客席は8,000席以上とすること。
- ・ 器具庫,更衣室,会議室,V I P室,放送記録室等の諸室を設置すること。
- ・ 器具庫は,メインアリーナに直接器具を出し入れできる配置とすること。
- ・ スポーツ利用に加え,電気音響を用いたイベントやコンサートの開催等を可能とするため,室外,屋外に対しての遮音性等に配慮すること。また,M I C E開催時には,開会式会場や展示会場等として利用できるように配慮すること。

(イ) サブアリーナ

- ・ 面積は,バスケットボールコートが2面,バレーボールコートが2面設置でき,ハンドボールコートやフットサルコートが1面設置できる1,564 m²以上とすること。
- ・ 観客席は500席程度とすること。
- ・ 器具庫,更衣室等の諸室を設置すること。なお,器具庫は,サブアリーナに直接器具の出し入れが可能であれば,メインアリーナの器具庫と兼ねることも可とする。
- ・ 選手のスムーズな移動や機材の搬入等を考慮し,メインアリーナと同一フロアと

すること。

- ・ スポーツ利用に加え、メインアリーナを主会場とするイベントやコンサートの開催時におけるサブ会場、グッズ販売会場、M I C E の開催時には、講演やシンポジウム等の会場として利用できるよう配慮すること。

カ 武道場

- ・ 柔道が4面、剣道が4面設置できる841 m²以上とすること。
- ・ 観客席は400席程度とすること。
- ・ 器具庫、更衣室等の諸室を設置すること。なお、器具庫は、武道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナの器具庫と兼ねることも可とする。
- ・ 可動間仕切りにより2部屋に分割できるようにし、1部屋は柔道の公式試合場が2面、1部屋は剣道の公式試合場が2面設置できること。
- ・ スポーツ利用に加え、メインアリーナやサブアリーナを主会場とするイベント等の開催時における控室、M I C E の開催時には、ワークショップ、パネルディスカッション等の会場として利用できるよう配慮すること。

キ 弓道場

- ・ 近的射場12人立ちの875 m²程度、遠的射場6人立ちの852 m²程度とすること。
- ・ 近的射場、遠的射場双方に150席程度の観客席を設けること。
- ・ 器具庫、更衣室等の諸室を設置すること。なお、器具庫は、弓道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナ、武道場の器具庫と兼ねることも可とする。
- ・ 誤射対策を十分に行うこと。

ク その他諸室

会議室、事務室、放送記録室、医務室、サービス（売店）、トレーニング室、多目的室等を設置すること。

(3) 構造計画

ア 耐震安全性

- ・ 構造設計に当たっては、建築基準法のほか、「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の耐震安全性を確保すること。
 - a：構造体安全性の分類：Ⅱ類
 - b：建築非構造部材耐震安全性能の分類：A類

c：建築設備の耐震クラス：乙類

- ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上、十分に安全な設計とすること。
- ・大規模空間の天井の崩落対策については、「天井脱落に係る一連の技術基準告示」に基づき適切な対応をとること。また、大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。

イ 耐久性能

- ・本書に記載のない事項は、「日本建築学会諸基準」を参考にすること。なお、適用基準等に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準等以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- ・「建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に定める標準を採用する。これに基づき、コンクリートの耐久設計基準強度は 24N/mm^2 以上とすること。

ウ 基礎構造

建物や工作物が液状化による不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。

(4) 設備計画

設備計画は受注者の提案によるものとする。ただし、次に特記するものについては、積極的な対応を図ること。

- ・省エネルギー、省資源への対応
- ・将来における修繕・更新に対応した仕様・工法の採用
- ・部分的な稼働や課金に対応できるよう、エリア別、時間帯別の制御、運用ができる設計
- ・屋外に設置する設備機器について、周囲からの見え方への配慮

ア 電気設備

(ア) 全般的事項

- ・受変電設備、自家用発電設備及び静止型電源設備等の主要機器は、屋内設置とすること。
- ・トイレ・湯沸室等の水を使用する諸室の下階には、原則として電気室・発電機室等を設計しないこと。
- ・更新性、メンテナンス性を考慮した設計とすること。
- ・環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用等を積極的に行うこと。
- ・高効率変圧器及び調光システムの採用など、省エネルギー手法を積極的に採用す

ること。

- ・ 維持管理・運営業務での使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置すること。
- ・ 各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材等の利用に備えた電源設備を設けること。
- ・ 電話、テレビ、LAN等の各種設備は、部屋の大きさや使い勝手から必要な数量を見込むこと。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 電灯設備

- ・ 各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、各室の利用目的に応じて、十分な配置計画とすること。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき点検が容易にできる機器を設置すること。
- ・ 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。
- ・ 器具は、容易に保守管理及び交換ができるものとする。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。また、各アリーナに設置する照明操作盤は、利用者が自由に操作できない設定も可能とすること。
- ・ アリーナの照明は、各種競技が開催できるよう 1,500 ルクス以上の照度を維持すること。また、競技に影響がないよう眩しさに配慮し、用途に応じて光量を調整できるようにすること。
- ・ コンセント、イベント用分電盤は、諸室の用途に適した形式・容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- ・ 諸室の照度は「JIS照度基準」を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。

b 動力設備

- ・ ボイラー・空調機・ポンプ類等の動力機器の制御盤を製作するとともに、配管配線、幹線配管配線等を行うこと。
- ・ 動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。

c 受変電設備

- ・ 受電方式は本施設専用とし、業務用電力とすること。
- ・ 受変電装置は、屋内閉鎖型とすること。
- ・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・ 消防法、鹿児島市火災予防条例及び所轄消防の指導等に従って設置すること。

- ・ 映像・音響，情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- ・ 力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
- ・ 高調波対策を行うこと。
- ・ 高効率変圧器を採用すること。
- ・ 増設・更新スペースを適宜確保すること。

d 静止形電源設備

- ・ 非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
- ・ 中央監視盤，コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設けること。
- ・ 蓄電池は長寿命型とすること。

e 自家用発電設備

関係法令等に基づき，予備電源装置として設けるとともに，スポーツ・コンベンションセンター内の必要負荷への停電送電用として設置すること。

f 雷保護設備

建築基準法及び関係法令等に基づき，外部雷保護設備，内部雷保護設備を設置すること。

g 構内交換設備

- ・ ダイヤルイン方式とし，必要に応じた回線数とすること。
- ・ 必要各室に内線電話を設置すること。
- ・ 公衆電話を設置すること。

h 構内情報通信網設備

- ・ LAN配管が必要な場所においては，幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに，ケーブル，ハブ等のLAN機器・配線の設備一式を整備すること。
- ・ Wi-Fi環境を館内全域に設置すること。

i 時刻表示設備

親時計を事務室に設置し，施設内要所に子時計を設置すること。

j 拡声設備

- ・ 消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- ・ 非常放送設備機能以外に，BGMとチャイム設備を備えること。
- ・ 事務室から館内放送ができる設備とすること。

- ・ 各アリーナの拡声及び放送設備については分割利用した際の放送区分や音声の干渉防止等に配慮して設計すること。

k 誘導支援設備

エレベーター、バリアフリースイッチ等には押しボタンを設け、異常があった場合に、表示窓の点灯と警報音等により中央監視室及び事務室に知らせる設備を設置すること。

l テレビ共同受信設備

事務室、会議室等には整備地内にて受信可能な商業放送及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を整備すること。

m 防犯管理設備

- ・ 非常通報装置、連絡用インターホン、監視カメラ、防犯センサー、電気錠、入退室管理システム等の装置を設置し、施設内の防犯管理設備を設計すること。
- ・ 出入口、エントランス、アリーナ、外構等に適宜監視カメラを設置すること。外構部は死角なく見渡せるようにカメラを設置すること。
- ・ 通用口の運用や設備保守用などに必要なインターホン設備を設置すること。
- ・ 事務室でモニター監視及び記録を行うことが可能とすること。
- ・ 窓などの開口部を含めた施設全体について、適宜防犯設備を設けること。

n 自動火災報知設備

関係法令等に基づき設置し、中央監視室に受信機を設置すること。

o 構内配電線路・通信線路設備

電力、電話回線の引込み及び外灯、その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。

p 音響・視聴覚設備

- ・ メインアリーナ及びサブアリーナにアリーナ音響設備を設置すること。
- ・ アリーナは、大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮すること。
- ・ 音響設備は、大規模な大会等、多数の利用者が見込まれる場合でも、明瞭度が損なわれない機器一式を設置すること。また、非常災害時の使用も考慮し、操作しやすいものとする。
- ・ 放送室において操作できるようにすること。また、大会主催者が持込機材を設置

する場合を考慮し，十分な電気容量や配線ルートなどに配慮すること。

- ・ 分割利用にも配慮すること。

q 中央監視設備

- ・ 施設内の各設備運転情報やエネルギーの管理ができる監視設備を設けること。
- ・ 設備の稼働状況や不具合について確認するため，インターネット等により，外部のパソコン等での警報監視を可能とすること。

イ 機械設備（空調換気排煙設備）

(ア) 全般的事項

- ・ 省エネルギー，省資源を考慮した設計とすること。
- ・ 更新性，メンテナンスを考慮した設計とすること。
- ・ 地球環境及び周辺環境に配慮した設計とすること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 熱源機器設備

空調用冷熱源，温熱源，給湯用熱源のシステム及び燃料の種別に関しては，受注者の提案によるものとする。

b 空調設備

- ・ 諸室の用途に応じ，室内環境を考慮した空調システムを採用することとし，その方式は受注者の提案によるものとする。
- ・ アリーナの空調設備は，大規模空間に適したものとし，各種競技や面分割利用に支障がないよう空調吹出口の位置などを考慮するとともに，観覧席においては快適な環境を提供できるようにすること。
- ・ 中央監視室及び事務室において，各諸室の集中管理（発停・温湿度管理・状態監視等）を行うことを基本とする。なお，個別に温度管理が必要と思われる諸室は，温度管理を各諸室で行える設計とすること。また，エントランスホール，廊下等は，適宜エリア区分し，エリア毎に管理できるようにすること。
- ・ 主たる空調機機械室は，屋内とすること。

c 換気設備

- ・ シックハウスに配慮した換気設備を設け，空気環境の測定基準に則した除塵対策を行うこと。
- ・ 諸室の用途，換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。

d 排煙設備

- ・ 自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。
- ・ 排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して設計すること。

e 自動制御設備

- ・ 中央監視室において、各種設備機器の運転監視を可能とすること。
- ・ 各種設備機器の運転は、スケジュール設定が可能なものとする。
- ・ エネルギー管理システムBEMS等を導入すること。

ウ 機械設備（給排水衛生設備）

(ア) 全般的事項

- ・ 省エネルギー、省資源を考慮した設計とすること。
- ・ 更新性、メンテナンスを考慮した設計とすること。
- ・ 地球環境及び周辺環境に配慮した設計とすること。
- ・ 雨水等の再利用を積極的に計画すること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 給水設備

給水方式は、受注者の提案によるものとする。

b 排水設備

- ・ 敷地内からの排水は、公設ますから下水道本管へ接続すること。
- ・ 給水負荷変動に配慮した設計とすること。

c ガス設備

必要に応じて設置すること。

d 衛生器具設備

- ・ 清掃等維持管理に考慮して選定すること。
- ・ 原則として洋式便器とし、温水洗浄便座を設置すること。女子トイレには擬音装置等を考慮すること。
- ・ バリアフリースイートイレは、オストメイトのための設備及びおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。
- ・ オールジェンダートイレを適宜設置し、プライバシーに配慮した配置とすること。
- ・ トイレの小便器は、自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
- ・ トイレは、子どもの利用にも配慮して設計すること。

e 給湯設備

- ・ 必要諸室には、電気温水器又はガス給湯器にて給湯すること。
- ・ 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
- ・ 各機器は、保守点検の容易さに優れ、省エネルギーの観点から潜熱回収型ガス給湯設備やヒートポンプ給湯設備等を採用すること。

f 消防設備

消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。

g エレベーター設備

- ・ 中央監視室に運転監視盤、事務室にエレベーター用インターホンを設置すること。
- ・ エレベーターのかごは、車いす、視覚障害対応型とすることとし、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- ・ 車いす利用者の2名同時利用に配慮し、20人乗り以上とすること。
- ・ 一台以上は、ストレッチャー対応とすること。
- ・ 利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- ・ 利用者用エレベーターは、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に適合するように整備すること。
- ・ エレベーターの押しボタンは、タッチレス方式とすること。

h AED設備

自動体外式除細動器（AED）については、一般財団法人日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」を踏まえて設置すること。

(5) 外構計画

ア 基本事項

「(1) 計画全般」を踏まえた計画とすること。

イ 駐車場・駐輪場

- ・ 一般利用者用として、次の台数を確保すること。
車両：平面駐車で100台程度（事業者（従業者）用駐車場を含む）
駐輪場及び自動二輪車駐車場：300台程度
- ・ 身体障がい者用駐車場及び駐輪場は、庇や屋根等により風雨を避けられる構造とすること。身体障がい者用駐車場からスポーツ・コンベンションセンターの入口まで雨に濡れずにアクセスできるとともに、動線にも十分配慮すること。また、競技用具の積み下

ろしを想定し、駐車スペースの横幅・縦幅を確保すること。

- ・ 一般利用者の駐車場からスポーツ・コンベンションセンターの入口までの動線についても、できるだけ風雨を避けられるよう配慮すること。
- ・ 興行利用時の臨時バスの運行を想定し、バスへの乗降場や乗客の待機場所を確保すること。
- ・ タクシーの乗降スペース及び待機スペースを適宜確保すること。
- ・ サイクルステーションとして対応できるような機能を設けること。

ウ 多目的広場

- ・ 気軽に運動やスポーツに親しむことができ、多様なイベントへの対応もできるようにすること。
- ・ ランニングやウォーキングを楽しめるコースの設置又はそのためのスペースの設置を検討すること。
- ・ 臨時駐車場としても利用できるようにすること。
- ・ 多目的広場は、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう配慮すること。
- ・ 日光・風雨を避けられるスペースを設けること。
- ・ 水はけに十分留意し、適切な雨水排水計画を行うこと。
- ・ 広場内に散水機能を適宜設けること。
- ・ 芝生の活用等緑化に配慮すること。

エ 車路、機器等搬入スペース

- ・ 施設利用者が安全に通行できるように車路を適切に設計すること。
- ・ サービス用車路を適切に設け、大型運搬車両が駐車可能な搬入スペースを施設運営上必要な範囲で確保すること。
- ・ 搬入スペースに面して、アリーナに大型機器等の搬入が可能となる開口や通路を設けること。
- ・ 車両と歩行者の動線を分離することを基本とし、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。
- ・ 港湾の人流・物流、港湾利用者の車両への影響が最小限となる設計とすること。
- ・ V I P、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者用の駐車スペースを、一般出入口とは別の出入口の近傍に適宜確保すること。
- ・ テレビ中継車及び電源車の駐車スペースを、ケーブルの敷設、機材の設置に問題がない場所に各1台以上確保すること。また、周辺環境に与える騒音等の制御に配慮すること。

オ 植栽計画

- ・ 積極的な緑化を図ること。
- ・ 在来種等，地域の気候や周辺の環境・景観に適した植栽計画とすること。
- ・ 樹種等については，メンテナンス性に配慮すること。
- ・ 緑化の形式や場所に関しては，受注者の提案によるものとするが，緑地には散水設備を設けること。
- ・ 夏場の暑熱対策に配慮すること。

カ 雨水排水設備

建物周囲の雨水を速やかに排水するよう排水設備を整備すること。

キ 外灯計画

- ・ 外灯を主要な動線の範囲及び駐車場・駐輪場に設置すること。
- ・ 自動点滅及び時間点滅が可能な方式とし，閉館後 30 分以上は残置点灯させること。
- ・ 景観に配慮したデザインとすること。

ク 舗装計画

- ・ 舗装は，車両通行による沈下・不陸及び段差等を生じない構造とすること。
- ・ 車両の通行及び歩行者の安全確保のために，必要な路面表示を設けるとともに，必要に応じて歩道を設置すること。
- ・ 透水性舗装等による雨水浸透機能に配慮すること。
- ・ 夏場の暑熱対策に配慮すること。

ケ その他

- ・ 周辺環境や施設計画と調和した外構サインを設計すること。
- ・ エントランス付近の外部に，当日や今後の催しを掲示できるポスターボード（デジタル）を設置すること。
- ・ 懸垂幕装置を，視認しやすい場所を勘案して 2 か所程度設置すること。なお，サイズは受注者の提案によるものとする。
- ・ フラッグポール（国旗，県旗，施設用）を設置すること。
- ・ 災害時を考慮し，マンホールトイレ等を整備できる計画とすること。
- ・ 郵便受けを適切な場所に設置すること。